

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立南小泉小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立南小泉小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために、「いじめのない南小泉小学校を目指して」学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのため、本校では特に、「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

また、学校だより等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

さらに、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや、特に配慮が必要な児童がいじめの当事者である場合等を含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

また、日頃から、児童（生徒）や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全児童アンケート調査や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。

さらに、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

③ いじめへの適切かつ迅速な対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、教育相談担当教諭、いじめ担当・児童支援教諭、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースもあると考えられたりすることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○ いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○ いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行っていない行為であることが自覚できるように指導する。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共

通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本市のいじめ問題への取組である「いじめ防止『きずな』キャンペーン」、本校の故郷復興プロジェクトによる取組、学校支援地域本部との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

⑤ 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。

特に本校においては、南小泉小学区地域ぐるみ生活指導連絡会議を中心に、若林警察署、若林区中央児童館や若林区中央市民センターなどとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 南小泉小学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「南小泉小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導担当教諭、いじめ担当・児童支援教諭、教育相談担当教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーによるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認

イ いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価

ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

エ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）

オ その他いじめの防止等に関する重要事項

② 南小泉小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「南小泉小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「南小泉小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。具体的には、あらかじめ校長が「南小泉小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、例年11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。
- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「総合的な学習の時間」、それらを含む教科全体で推進する「自分づくり教育」「たくましく生きる力育成プログラム」などを活用して、学校全体で取り組む。

なお、実施にあたっては、各学年の年間指導計画を策定し、計画的に取り組むものとする。
また、改訂された条例第11条第2項により、在籍する児童、その保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設ける。

児童については毎月の生活アンケート、いじめ実態把握調査以外にも、全児童対象の本校独自のアンケート調査を毎年6月に実施する。保護者、地域住民については、「学校関係者評価委員会」「学校保健委員会」「個人面談」「PTA運営委員会」等の協議内容に含めいじめに関する意見交換の機会を設定する。

このように、その際、児童、保護者、地域住民の意見も取り入れた防止対策を検証し、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携を図っていく。

- いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、総合防災訓練を行う毎年6月に、いのち・人権を考える作文づくり週間を設け、全校集会や学校だより等で優秀作品を紹介する取組を行う。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、対策委員会の主催により校内研修を行う。

また、児童に対する大人の行為が、問題解決のためには暴力や暴言も許されるというメッセージを伝えいじめを誘発する恐れもあることから、本市条例第12条第5項により定められた、体罰を加え、及び不適切な指導を行ってはならないことを特に留意していく。

なお、実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。

児童からの相談＝担任、養護教諭、いじめ担当・児童支援教諭、スクールカウンセラー
保護者、地域住民からの相談＝教頭、教育相談担当教諭、生徒指導担当、担任、いじめ担当・児童支援教諭

○ いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み期間前に児童、夏休み中に保護者との面談を実施する。

○ いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

具体的には、学校対策委員会が作成した「南小泉小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。また、「いじめ対策ハンドブック」なども活用する。

○ 児童からの相談にいつでも対応するために、校内に「相談ポスト」を設置したり、校内放送、朝会などの機会に、心身両面で学校生活を安心・安全に過ごすことができるよう、いじめ防止につながる指導も行ったりしていく。

③ いじめへの適切かつ迅速な対処

○ 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、学校対策委員会が作成した「南小泉小学校いじめ対応マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、学校対策委員会を中心に、適切に対応する。特に、複数の教員での聞き取り、事実確認をし、チームでの対応を徹底する。

○ 「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」をいじめの解消としてとらえるが、あくまで一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害の児童への日常的な観察、声掛け、見守りを継続していく。その際、長期間の見守りを計画的に行い、被害児童の保護者にも連絡を行うようにする。

○ いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

○ P T Aとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。

具体的には、毎年度、P T Aとの協議により、実施要項を定め、計画的に実施する。

○ 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だよりにより、保護者、地域の方々へ周知する。

○ 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、児童による地域へのボランティア活動、児童と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。

具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて、企画・実施する。

○ 学校支援地域本部事業、南小泉小パパネット、P T A行事などによる、児童が異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を企画・実施し、いじめの未然防止・早期発見や、児童の自己有用感や自己肯定感の向上につなげていく。

⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止，早期発見を図るため，地域における青少年健全育成事業などを，南小泉小学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ，地域団体，地域の関係機関との協働により取り組む。また，南小泉中学校区小中連携協議会を通じて，「地域の児童は地域で育てる」ことを目標に，小学校と中学校が連携して9年間を見通した教育が実践できるようにする。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については，法第28条第1項に，次に掲げる場合として，規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また，この場合の例として，

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には，直ちに，市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば，重大事態が発生した場合には，学校が主体となって調査を行う場合と，学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ，その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって，市教育委員会からの指示により，学校が主体となって調査を行う場合は，校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して，適切に取り組む。また，市教育委員会が主体となって調査を行う場合には，その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより，当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより，当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として，学校評議員，PTA役員，学校医などの学校以外の委員を加えるなど，公平性・中立性の確保に努めた構成により，学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし，従前の経緯や事案の特性，いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ，学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも

十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

④ 「南小泉小学校 いじめ重大事態に係る対処方針」の策定（別紙参照）

重大事態発生直後の主な対応と役割分担を策定し、教職員で共通理解し、事態発生時の対応を円滑なものとする。

4 その他の重要事項

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。